

敬光顕道著『梵網律宗僧戒説』の基礎的研究

藤谷 厚生

(平成20年3月31日受理 最終原稿平成20年5月20日受理)

敬光律師は、江戸中期に天台復興運動を推進した天台寺門派の学匠である。律師は、その生涯において、『山家正統學則』、『円戒膚談』などをはじめとして、天台・密教・戒律など、多岐に亘る幾多の典籍を著し、近世天台の復興に大きな功績を残した。特にこの時期、天台においては、いわゆる安樂律論争などの紛争がある中、敬光律師は山家正統の円戒復興に尽力し、自ら円戒の典籍を著し、天台における円戒護持の正統性を提唱した。しかし残念ながら、この敬光律師についての詳細な研究は、これまで殆どなされず、律師についての論説が若干あるばかりであり、近世戒律思想研究の上からも、律師の円戒に関する著作についての研究はなされていない。

本稿では、近世天台における戒律論争の展開を概観し、その戒律論争の終局に、円戒の教学を復古大成した敬光律師の一著作を取りあげた。具体的には『梵網律宗僧戒説』をテキストとし、その本文を翻刻し、その内容を精察会通せんとする、いわば梵網律研究の序説的研究ノートが本稿である。

キーワード・・・梵網律、円戒、菩薩戒、敬光顕道、安樂律

一、近世天台戒律思想の展開

近世の戒律復興は、言うまでもなく明忍律師が通受自誓の受戒に

よって、二百五十戒を受具することに始まる。律師は京都槇尾山平等心王院(後に西明寺)を再興し、ここを拠点として戒律復興の流れがおこり、専ら真言宗徒を中心に持戒遵守の風潮が振興することとなる。特に寛文年間には、この平等心王院に受具した慈忍慧猛が、河内の青龍山野中寺を四方僧坊として再興し、野中寺一派を興すこととなり(一六七〇年頃)、さらに平等心王院に受具した賢俊良永の流れをくむ高野山真別所・円通律寺三世であった快円恵空は、泉州堺に大鳥山神鳳寺を復興し、賢俊の法嗣であり自らの師匠でもあった真政円忍を招請し首座となし、ここを四方僧坊として神鳳寺一派(大鳥派)が興る(一六七二年頃)。こうして世に言う「律の三僧坊」が開創され、ここを中心に江戸初期には持戒持律の僧風が世に浸透してゆくこととなる。やがてこういった戒律復興の趨勢は、各宗派にも普及することとなり、元禄・享保の頃には、妙立・靈空の二師が出て、天台宗にも大きな戒律復興の転機が訪れることとなった。

妙立慈山は、十七歳にして雷峰禪師の下で出家し、寛文四年(一六六四)に坂本に草庵を構え四方に遊学し、同八年に叔父の勧めによって、泉涌寺に入って大藏經を閲覽修学した。泉涌寺俊苒律師の律風に影響を受け、槇尾山西明寺に登り通受自誓を求めたが、途中で智本律師が法衣の下に、内衣に白衣を着るを見て疑いを起

こし、坂本の草庵にもどり、瑜伽羯磨を用いず、瓔珞羯磨によって自誓受具した。持戒堅固な生活を奉じ、終に志を禪宗から天台に転じて、趙宋四明の天台を提唱し、大いに四分兼学の律儀を宣揚した。しかし山門の大衆は、これを異端として一山より追放し、妙立は畿内各地に講説また授戒し、多くの道俗を教化して、やがて聖護院道祐法親王、梶井宮盛胤法親王などの庇護を受けた。門人には靈空、玄門があり、元禄三年に世寿五十四歳で、洛東・有門庵で遷化した。著書に『円頓章句解』『十重俗詮』などがある。

また、靈空光謙は寛文八年（一六六八）に比叡山に登り、正覺院に寓し台教を修学し、はじめ玄旨帰命の教えを受けるも、延宝六年妙立の室に入りその非を悟り、梵網戒を受け仏制を堅持した。洛中内外に經疏を講じ、門下に多くの学徒が慕い集まり、梶井宮法親王や輪王寺宮公弁法親王などの寵遇を受けることとなった。また元禄三年（一六九〇）妙立律師が有門庵に遷化するにあたり、靈空はその師席を継ぎ、同六年には輪王寺宮法親王の命により、叡山の安樂律院を再興し、ここを弘律の道場となして、師の妙立の靈廟をここに移して中興第一祖とした。さらに、同十一年には大悲懺を修して好相を祈念し、野中寺の湛堂慧淑を招請し、証明師となして自誓受戒して比丘となる。これより、叡山の安樂律院は四分律兼学の律院として、幕末まで興起することとなる。安樂律では、先ず伝教大師が六条式に説く円の十善戒（文殊問經所説の沙弥の十戒）を受け、登壇受具して初修業の菩薩（形同）沙弥となし、浄土院に待真条制を定め祖廟に奉仕せしめ、一紀（十二年）籠山の制を復興した。また、一紀成満すれば安樂律院において瑜伽羯磨により、別受沙弥戒を授けて法同沙弥となし、さらに瓔珞羯磨によって二百五十戒を受具して大僧となすという階梯がここに制定されたのである。

元禄九年（一六九六）には、久修園院（真言律）の宗覺律師が、

『彈妙立破靈芝章』を著し、妙立の戒義を破斥する。これは、かつて妙立が靈芝記主の戒体を破し、天台性無作仮色の戒体説を弁じたことに対する反駁であった。これに対し、靈空は『彈々章』を著し応酬し、ここに両者間に三難三破に及ぶ論争が展開される。また、宝永元年（一七〇三）三井寺の義瑞性慶は、内外境の義について靈空の説を非難し、靈空はこれに対し『内外二境弁』を呈して反論し、ここに両者の間に論戦が繰り広げられることとなった。しかし、この諍論は単に戒体論争のみならず即心念仏義など広く諸論に渡り行われ、両者間には二十年以上、都合八度に及ぶ論難が行われたと言われる。この義瑞は、妙立律師に受学し菩薩戒を受け、宗覺律師に律疏を学び、さらに湛堂慧淑律師の証明を受け自誓得戒して大僧となった。三井寺に法明律院を興し持戒持律を鼓吹したが、その門流は敬祐、敬雅を経て敬光へと続き、敬光は特に梵網律宗を唱導して、円戒の復古を提唱することとなる。^(三)

靈空律師は、宝永三年（一七〇五）に安樂律院をその高弟・玄門に付託し、諸国に遊説して盛んに經疏を講じた。元文四年（一七三九）に八十八歳で遷化するが、その著籍は頗る多く、『三大部講録』『電篇』『義疏集註』など総じて六十二部二百余巻に及び、その門下には玄門・智周・亮潤・可透・本純、また華嚴の鳳潭などの名匠が挙げられる。その法嗣の玄門は、はじめ妙立律師に受業し律僧となったが、後に靈空律師に師事し、享保八年（一七二三）浄名院を律院と改め、師命によって江戸に下り、日光山や東叡山に法説し律制を定めて、安樂律を振興せしめた。それにより、安樂門派は五十余を数えるに至ったと言われる。特に妙立・靈空・玄門の三師は、安樂の三大和尚と尊称されている。この安樂律の門流では、特に「教觀の学は、専ら四明藕益に従い、律は南山による」と言われるように、天台の教学研究は、専ら宋の四明知礼や明の智旭藕益を範とし、南山の四分律

を兼学し、厳格な戒律主義を標榜するところに特色がある。^(三)

叡山におけるこのような四分律重視の趨勢は、元文四年（一七三九）に籠山の僧一紀十二年を成満すれば、必ず安楽律院に行き四分律を兼学すべき命が、公淳法親王によって下されることによって、その極まりをみせる。しかしこういった律制は、勿論一向大乘を理想とする宗祖伝教大師の戒観に背違するとの反省から、山門住侶の反論不然を招き、ここに一大諍論が勃発することとなる。所謂、安楽騒動（安楽律論争）がこれである。これは、安楽律派が主に宋代以降の中国天台の教観相承に倣い、四分律を厳守するという新義天台の宗旨に基づくのに対し、我が国独特の伝教を始めとする三聖二師の教範に戻らんとする祖道復古の新しい気運であった。こうして、その嚆矢として奮然と安楽律派に反旗を翻したのが、真流律師である。

真流円耳は、はじめ横川の禪定院智濤和尚に受業し、享保十五年（一七三〇）二十歳で師席を嗣いで禪定院の住持となる。一紀籠山を遂行、延享四年にこれを成満するが、あえて四分の小戒を兼受することを肯わず、自ら形同沙弥となり、山家の律は円戒の正旨に戻るべきと痛論し、祖道復古のため宗祖の教学を研鑽した。真流律師の著作は、『円頓大戒綱要』『山家円戒往復書』『円戒詒謀略』『率溪弊帚』など多く、これらを著して安楽律を徹底批判した。宝暦二年（一七五二）には、自著である『顕戒論闡幽記』四卷、『学生式顕正解』一卷、『大戒決疑彈妄録』三卷などを、叡山管領の宮である輪王寺宮公啓法親王に奉呈し、兼学であった安楽律の新制を撤廃することを奏じた。その後、安楽派と真流との間に問難応答が数度なされ、終に三門跡の諮問を経て、宝暦八年（一七五八）五月には真流の所論は容れられ、兼学律を廃止し、安楽律の本末を悉く一向大乘に改め、真流を以て安楽院の住持また浄土院の別当となしたのであ

る。しかし、長年に渡る安楽律派の反対諍論もあり、事はこれで決着せず、安永元年（一七七二）六月公啓法親王が薨去せられ、同九月に公遵法親王が管領の宮に再任されるや、忽ち事態は一転することとなった。十二月には、令により再び一向大乘律を廃止して、兼学の安楽律を復制し、真流律師は罪科に処せられ、叡山追放を余儀なくされたのである。真流律師の退山により、安楽騒動は一応終焉を見ることになったのである。一方、この山門での安楽騒動の終結の直後に、同じく伝教以来の祖道復古の教学を宣揚した者として、敬光律師があげられる。

二、敬光律師の円戒研究

敬光律師は、字を顕道、藕峯また恋西子などと号した。元文五年（一七四〇）に京の岩倉に生まれ、十一歳の時に三井寺に入門し、敬雅律師に師事した。この敬雅律師とは、かつて山門の靈空律師と論難した寺門の義瑞律師の法孫である。十三歳の頃より密修をも研鑽し、専ら顕密戒禪の諸学を兼修し、諸方に遊学し慈雲尊者に悉曇また東密を学ぶなど、その学殖は多岐にわたる。安永三年（一七七四）には法華文句を講じ、『円戒七筌』十卷、『円戒膚談』七卷を著すが、これは律師の円戒研究の代表的著作といえるものである。この安永年間既に述べた如く、山門の安楽騒動は終局を迎え、真流律師が放逐されるといふ大事件があり、敬光律師の内心には、円戒擁護の意志が大きく働き、いわば安楽律の再起に対する反駁から、円戒に関する多くの論述が著されたものと伺われる。さらに安永六年には、『円戒依律羯磨目録』一卷を撰述し、円頓大戒所依の律蔵を二十七部と鑑定し、翌七年には列祖の規條により、一乗比丘戒儀を用い、梵網具戒を誓受して比丘となるなど、自ら進んで円戒護持に勤しむ

のであった。また天明四年（一七八四）には、その高弟・敬天に梵網具戒を授けるなど、以後は多くの門弟を薫陶していくこととなる。晩年、寛政六年には三井寺の法明院を管するが、翌七年（一七九五）八月、世寿五十六歳で遷化する。その著籍は頗る多く、円戒膚談（七卷）、円戒七筌（十卷）、円戒行事綱宗（七卷）、円戒指掌（三卷）、円戒行事訣（二卷）、顯戒論随釈（六卷）、大乘比丘行要鈔（六卷）、円戒依律羯磨目錄（一卷）、大乘比丘新学律儀（二卷）、行事綱宗略本（二卷）、大乘十善戒儀（一卷）、出家洪範（一卷）、僧戒説（一卷）、菩薩戒経開題（一卷）、通別二授指瑕（二卷）、大戒綱要扶膜（一卷）、妙宗鈔講案（五卷）、幼学顯密儀（五卷）、三聖二師禮讃文（五卷）、石欄集（四卷）、唐房行履録（三卷）、松堂月纂（三卷）、和字考（三卷）、学生式随釈（一卷）、三式貫注（二卷）、山家正統学則（二卷）、西遊篇（二卷）、策修要法（一卷）、山家列祖儀（一卷）、山家宗門尊祖儀（一卷）、教時要義（一卷）、大日経心目講翼（一卷）、遮那経指帰（一卷）、遮那経講翼（一卷）、法華梵釈講翼（一卷）、法華儀講翼（一卷）、即身義講翼（一卷）、悉曇藏序講翼（一卷）、列祖儀講翼（一卷）、八詠樓詩抄（一卷）、迎涼台詩鈔（一卷）、大乘比丘作事領会（一卷）、顯密儀上卷講案（一卷）などがあり、その一代の撰述は五十三部九十三卷ありとも言われ、江戸中期における円戒復興の巨匠として、その偉名を馳せたのである。^(四) 律師は、当時の安楽派の四分兼学の律儀に対して、専ら三聖二師の教学を興し、円戒の正統性を唱導し、それを大成させたのであったが、また学徳優れた門弟をも輩出している。

その門下としては、敬天、亮碩、仏猊、良厳、敬彦、敬長などが挙げられる。敬天は円戒律部の目錄を撰述し、『梵網菩薩戒本大義』一卷などがある。亮碩は敬光の遺志を継ぎ円戒の復古に尽力し、『円戒十要』十卷、『三式染指鈔』八卷、『一乗戒開雲章』七卷、『一乗

戒濫吹撲』六卷をはじめ二十八部の撰述がある。また仏猊には、『円戒七筌凡例』『円頓戒学則』等があり、良厳には『菩薩戒経会疏分陰録』など多くの著述がある。尚、敬天、亮碩、仏猊、良厳の四高弟は、敬光の円戒擁護に功績があったので、復古四侍ともよばれ、近世梵網律宗を代表する学匠でもある。^(五)

注（一）『律宗概論』徳田明本著・六二七頁、拙論「近世初期における戒律

復興の一潮流」四天王寺国際仏教大学紀要・人文社会学部第三七号・

一頁など参照

（二）『円頓戒概論』恵谷隆戒著・一八〇頁など参照

（三）『天台宗史概説』裕慈弘著・二五二頁など参照

（四）『天台宗史概説』裕慈弘著・二五六頁、『日本仏家人名辞書』鷲尾

順敬編・一九五頁など参照

（五）『円頓戒概論』恵谷隆戒著・一八六頁など参照

三、『梵網律宗僧戒説』ノート

敬光律師の円戒に関する著述は、前述の如く頗る多い訳であるが、就中『円戒膚談』七卷と『円戒七筌』十卷は、その双璧をなすものである。特に、『円戒膚談』は律師の唱導する梵網律、円戒論の精髓であり、円頓戒の教理を知る上では、最も重要な資料文献でもある。ただ、これは大著でもあり、その内容を精察把握するのは、一応に行かないことは言うまでもない。いま、本章で扱う『梵網律宗僧戒説』一卷は、所謂『円戒膚談』七卷の要略本であり、本書を精読し内容を理解することは、敬光律師が主張する梵網律（円頓戒）の特性を考察理解する上で意義あることと考える。以下、その全文の内容理解のために、その本文を翻刻し、これに語彙注釈、解説ノートを付すこととする。

〔翻刻本文〕（一丁右・巻首より）

梵網律宗僧戒説

〔亦是諺談円頓戒義と名づく〕

凡そ当今、天下に諸宗ある中、南都の華嚴・三論・法相等の六宗と余の密宗とを除いて、其の余の*台・浄・禪等の諸宗の僧徒は、其の修する所の法門、格別なれば各々の宗家不同なりと雖も、其の僧と称する所以は、此の*梵網宗の僧戒を受けて之を護持するを以ての故なり。さすれば、右の三宗の輩は、当宗の僧戒の筋を善く会得せざれば、其の形相の僧宝に似たるのみにて、行護する所は、仏在家の爲の制したまへる五戒すらなお受持すべき様を知らざるに至る。然るに、其の三宗の始祖及び其の門人の宗々の法門を弘められしは、みな此の梵網宗の比丘戒を受けて大僧となり竟れるが、之を弘通ありし事なれども、近世は天下五箇の戒場*受具の沙汰、大いに衰微して、諸宗の儔、一統に其の戒場の在りし国所すら、具に是を知れる人鮮し。*鎮護国界、万民依怙の菩薩の僧戒、かく廃絶に及で、殊更、其の法を曉了し得たる人に乏きは、実に僧俗俱に嘆息すべき第一の事ならずや。

然に、往古より*円頓の宗家には、戒家、止観家と称呼して、元と二宗ありて、〔*浄家にも戒脈宗脈と隻べ称して二脈を伝るを、両輪の如くにして、最も大切のこととす。其の戒脈とは、此れ大乘律宗僧戒の血脈にして、専ら其の義を修学せざれば叶はざる至要のことなり。宗脈とは、知るべし。また禅林と雖も同じく然り。言う所の宗脈とは、三学の中には正しく定慧の二学に当る。〕其の三学、全きことを得たり。其の故は、戒律は一事相に預ることゆへ、定慧の虚通なる法門とは、其の筋殊なれば、円頓の止観に〔正く是れ定慧の二学〕宗意あるが如く、円頓の律にも〔是れ即ち戒学〕また

宗意あれども、定慧の二学と戒の一学とは、*理事既に別に心身また異にして、其の宗同一に談じがたく、また律宗は、もと如来所制の戒経を本とせざれば、成立するに由なし。故に同く円頓の法門なれども戒学の沙汰する辺は、是を梵網宗と称して、以て其の*依経〔二巻の戒経、是なり〕、依律〔梵網二巻を首として、諸部の菩薩律藏等、都合二百二十六卷十七帙、是なり〕の根本を正くそれと称呼し顕せるなり。

〔科文上段・註記〕

〔*〕 *五箇の戒場とは、鎌倉の金剛宝戒寺、伊予の等妙寺、筑紫の鎮弘寺、加賀の薬師寺、叡山の一乗戒壇院にして、是れ中国と四辺との人

*登具ありし所なり。具に旧記に見ゆ。

〔*二〕 問う。既に諸部の菩薩藏に依ると云う。*瑜伽の三聚にもまた通ずるや。答う。通じて諸菩薩藏に依ると雖も、瑜伽は是れ*大乘権門の三聚なれば、取捨なきに非ず。宜しく*共独二律の際を弁別すべき者なり。

〔語彙注釈〕

*台、浄、禪等の諸宗の僧徒・天台宗、浄土宗、禪宗の僧徒。

*梵網宗・梵網經に説かれる十重四十八輕戒を、依律として具足し大僧となす戒律宗。

*受具・僧が、具足戒を受けること。具足戒を受け、比丘比丘尼となる。

*鎮護国界 万民依怙・国土を鎮護し、万民が依り頼みとする意。

*円頓・天台の宗義は、円満（完全）であり、速やかに悟りを得る（頓証）の教旨であるので、これを円頓とよぶ。

*浄家・浄土宗の法門。

*理事・理とは、理論的側面（教相）のこと、また事とは、実践的側面（事相）のこと。

*依経、依律・主としてより所とする經典を依経といい、またその律藏・律儀を依律という。

*五箇の戒場・後醍醐天皇の元徳（一三二九）年以後、勅命により

恵鎮円観をして鎌倉に円頓宝戒寺が開創され、これに伊予の等妙寺、筑紫の鎮弘寺、加賀白山の薬師寺を加え、遠国四箇の戒場とされ、これに根本叡山の乗戒壇院を合わせ、大乘円頓戒の天下五箇の戒場と定められた。

* 登具・・戒壇に登り、受具すること。

* 瑜伽の三聚・・瑜伽論に説かれる三聚淨戒。瑜伽戒。

* 共乗権門・・共乗とは、小乗と大乘に共通するという意であり、また権門とは、かりの法門の意で、権大乘の法門のこと。

* 共独二律・・共律とは、小乗と大乘に共通の戒律。独律とは、单独の大乘のみの不共の戒律。

〔本文〕（二丁左・五行目より）

藤谷厚生

然れども、宗骨は特に法華に在り。此の禁戒は、ただ*初頓会上のみならず。広く一代に通じ、また法華会上に至ては、正く*小具の二乗を誘引し竟て、但教化菩薩無声聞弟子と唱え玉ひし時の*大具の二篇の撰律義なれば、学生式等に、此の律宗を以て彼の止観宗と合して、俱に天台法華宗の学生の所学として「是れ源と、法華安樂行品の疏記の意なり。云々」此の梵網宗を開き、*圓の三学を弘伝すべき旨を奏請し玉へるなり。是の故に学生の儕、皆な年満二十以上、各々当宗の具戒を受け、*五夏を歴らる間は、特に此の戒家の「是れ古徳の当宗を指す語なること、真問集及び其の余の古抄を披て知べし。乃ち戒經の義記、并に*剡川の戒疏、其の外、*戒論、大戒論、注戒儀、広釈等に当宗の義を筆し玉へるを指す」宗を修学し、而して後に圓頓の止観を行じて、三学を鼎足の如くなして、是を修習し弘通するを以て、正く彼の*飢食者「是れ定慧二学の沙汰の時、*南衆を指て称し玉ふ」及び*執小者に「是れ戒学の論の時、南衆を

指て称し玉ふ」同からずして、圓頓仏乗の行人なりと云うことを得。然に*澆末の今は、其の戒学無下に衰微して、終に*五祖の筆し玉へる梵網宗と云う名目すら惟だ淨禪二宗の門派のみならず、本宗の徒に至るまで総て之を忘却せるに逮べり。況や其の余他家の人をや。誠に定慧の法門は必ず戒学を以て基本とす。其の本乱れて、末治ることは、予未だ之を聞かず。冀くば、北嶺の宗流に潤へる戒業は、台禪淨土等の差別なく、各当宗の筋を善く了解して、人人其の基を正くせんことを。

凡そ仏法の中に、僧戒は惟だ二種あるのみ。一には声聞蔵、*五篇七聚の具足戒。是れ真言家及び相宗等の七宗の僧戒なり。二には菩薩蔵、二篇三聚の具足戒。是れ台淨禪等の諸宗の僧戒なり。若し此の大小二律の僧戒の外に異説を作す者は、全く是れ*尼鍵及び*魔波旬の徒にして決して仏弟子には非ず。是の故に、今問答に寄て略して当宗の要を説話せんと欲す。

〔註記〕

(*) 問う。梵網戒を具受する事、何故に年満二十以上なりや。答う。蓋し是れ依律の実義經の制なるが故なり。既に是れ一乘の比丘比丘尼戒なり。未滿二十の能する所に非ざること、小律の制と全く同じ。
*実義經のことは、下に至て略記するが如し。

(**) 問う。既に瑜伽の戒あり。何ぞ惟だ二種あるのみと云うや。答う。瑜伽は是れ共乗の菩薩戒にして、梵網の菩薩戒は即ち比丘比丘尼戒なるに異なり。彼は乃ち第三級の比丘戒の後、受くる所の第四級の菩薩戒にして、彼の比丘戒は即ち是れ声聞蔵の具戒なるなり。是の故に、戒本は三種あれども比丘の戒經は、惟だ二種なるのみ。

（語彙注釈）

*初頓会上・・頓教の始めの段階に説かれた意で、華嚴を指す。梵網經に説かれた教律は、華嚴に属するので、ここでは初

頓会上という。

*小具の二乗・小乗戒を具足する、声聞・縁覚の類。

*大具・大乘の具足戒。

*圓の三学・天台円頓宗で説かれる、戒・定・慧の三学。

*五夏・律僧は、五年間戒律を厳守し修学しないと一人前の比丘と認められない。夏とは、夏安居のこと。五夏依止という。

*剡川・剡川大師明曠のこと。荊溪湛然の門人。『菩薩戒刪補疏』を著す。

*戒論、大戒論、注戒儀、広釈等

・最澄の『顕戒論』、円仁の『顕揚大戒論』、円珍の『授菩薩戒儀朱註』、安然の『普通授菩薩戒儀広釈』などのこと。

*飢食者・そまつなものを食べる人。大ざっぱな、粗末な教義に甘んじる者を皮肉って飢食者と言っている。

*南衆・南都の衆徒のこと。

*執小者・小乗の戒に執着する者。

*澆末・末法の世。

*五祖・慈覚大師の高弟・安慧のこと。慈覚大師『顕揚大戒論』の序に、南都側を非難して、「梵網宗を毀ち」と付している。

*五篇七聚・小乗における声聞（比丘）戒で、五篇とは、波羅夷、僧残、波逸提提舍尼、突吉羅の五種の分類のことであり、さらに波逸提を偷蘭遮と波逸提に突吉羅を惡作（身犯）と惡説（口犯）とに分け、七聚とする。五篇は罪科の軽重によって分け、七聚は罪性と因罪とを分類したものである。四分律では、これを総じて二百五十戒とする。

*尼鍵・尼鍵陀。ニガンタ派の人。外道の意。

*魔波旬・魔王のこと。

*実義経・大乘の実義を説いた經典。特に、占察善惡業報經（占察經）は、大乘依律の經典とされ、（究竟）実義経と呼ばれる。

以下、問答形式によって、梵網律の僧戒の特性を述べていくのである。

る。

【本文】（四丁右・末尾より）

問う。梵網所制の禁戒は、是れ菩薩戒にして*道俗の通戒なれば、此の戒何ぞ比丘戒ならんや。*介爾も僧戒ならば、仏是れを直に比丘戒なりと説示し玉ふべし。既にそれならず。何ぞ是れを僧戒とせん。

答う。梵網の下巻は、全く本師の直に*大律の比丘の撰律儀戒の*波羅提木叉を説示し玉へる戒經なり。是の故に文の中、明かに其の語あれども、執小の眼膜、甚だしくして、終に永く盲たる徒は其の相を見ることを得ず。惟だ*南嶽天台等の一家の列祖のみ、分明に之を見玉へり。其の故は、既に此の初頓会上の菩薩戒經に明かに列して、比丘比丘尼と説けり。此の戒、豈に直に*独大乘の比丘比丘尼の律儀戒なる故に非ずや。是れ即ち仏、直に是れ比丘戒なり、比丘尼戒なりと説示し玉へるに、何ぞ異ならん。故に*宗祖の義記には、此の二部の衆を指して、即時座大衆也と決釈し玉へり。若し、此の二篇、直に菩薩比丘の撰律儀戒に非ずば斯の文、如何が銷通せん。況や*剡川大師の疏には、専ら衡台相承の当宗の義を述べて、設ひ未だ曾て声聞の律義を受けざるも、我仮名菩薩比丘某甲と云へと決し玉ひ、其の余処処に、此の*单菩薩僧の羯磨の辞句を示し玉へるに、或は比丘某甲と云ひ、又は某甲比丘等と乗唱せしむ。「是れ*人法及び靈山の二種の相承に依て然り」是れ全く南嶽天台、本は靈山に在て、親たり此の具戒を受け玉ひ、迹は今の一乗戒經の宗意を究め玉ひて、独菩薩律部の中に結び玉ふ*二篇三聚の具戒を納むれば、彼の方便仮説の有名無実なる具足戒とは、大いに異にして、是れ真実究極の比丘比丘尼戒なりと決し玉へる、台山の一衆師々

の祖承なり。其れ本より此の如くなれば、是れ豈に単菩薩の比丘僧の中に在ては、半月半月の説戒に上台上の仏よりして、此の比丘戒を誦し玉へるに非ずや。是れを台禪淨土等の諸家に伝えて大乘律宗一家の相承とす。また何ぞ狐疑を容れんや。

〔註記〕

(*) 梵網戒家の祖承は、戒本を以て華嚴の*開經と定め、その戒經は*五時に常に誦する所なりと伝ふ。是の故に法華開顯の時も亦、誦し玉へりとするなり。止觀家に二卷の梵網を結經とするよりして。時座大衆とは、*廻小向大の比丘比丘尼なるべしと云うべからず。宗の意は華嚴未説已前、梵網頓説の初め受具の比丘比丘尼なりと云ふ。是れ一家の義なるが故に。

また、初頓会上所説の經も戒家に伝る義は、止觀家に三七日、共に華嚴を説き玉ふと定むると異なり、華嚴は第二七の説なりと定判して、更に其の開結二經を論ず。是れ当宗の説なり。粗々、阿覺大師の釈に見ゆと雖も、開結二經の相は尚、彼の釈に洩らし玉へり。古徳の抄を尋て、此の旨を知べし。

(語彙注釈)

- * 道俗の通戒・出家、在家に共通の戒。
- * 介爾も・微妙な事の形容。ここでは、少しでもという意。
- * 大律・大乘律のこと。
- * 波羅提木叉・梵語 (praimoksa) の漢訳音写語。戒本をさす。この戒を受持すれば、身三、口四の七支の罪を、別々に解脱するので、別解脱(戒)とも正順解脱(戒)とも訳される。
- * 南嶽天台・南嶽慧思、天台大師智顗。
- * 独大乘の比丘・小乗とは異なる、純然たる単独の大乘の比丘という意。
- * 宗祖の義記・智顗の『菩薩戒經義疏』のこと。

* 剎川大師の疏・明曠の『菩薩戒刪補疏』のこと。疏とも略される。
 * 單菩薩僧・純然たる単独の大乘菩薩僧という意。
 * 人法及び靈山の二種の相承

・天台では、慧思禪師と天台大師は、ともに靈山(靈鷲山)で釈迦如来より、法華の妙義を聴聞し、円頓菩薩戒を相承したとする。靈山相承。

* 二篇三聚の具戒・梵網律の十重禁戒と四十八輕戒の二篇を撰律儀戒に配当し、他の撰善法戒、撰衆生戒とともに比丘戒として受具すること。

* 開經と結經・本經が説かれる以前の、序として演説された經典を開經と言ひ、本經が説かれた後の、結びとして述べられたお經を結經と言う。

* 五時・華嚴、阿含、方等、般若、法華涅槃の五時。
 * 廻小向大・小乗から回心して、大乘へと転向すること。

〔本文 (六丁右・三行目より)〕

我、今試に汝に問う。梵網は菩薩戒なれば、惟だ是れ道俗の通戒なりとは其の所以いかん。彼、答て云べし。菩薩の戒は必ず三聚戒なり。梵網には*三聚淨戒を説き玉ひて、菩薩戒經と標題せり。既に是れ三聚戒なれば、豈に俗人もまた全分を奉行せざらんや。俗士、既に然れば沙弥沙弥尼もまた然り。比丘戒の如きは、律藏の制禁として沙弥沙弥尼すら尚、之を聴学披読することを許し玉はず。何に況や在家の男女の能く受持すべき所ならんや。然に梵網の戒は、既に然らず。茲に知る是れ決して僧戒には非ることをと。

今、曰く、汝かく心得たるは、梵網の受戒の法に通別二授あることを知ざるが故なり。況や祖釈に「*六祖戒儀の注」、依れば梵網は別は正、通は傍なりとの決判なるに、汝はただ其の傍義のみを窺竄して、正宗は曾て覺知せざるをや。蓋し此の戒には、右の二種の授

法ありて、*通授分持の授法あるが故には、沙弥及び在家も亦分持することを得と雖も「其の通授分持の戒数は下に略して注するが如し」、而もまた別授具持の法に依るが故には、即ち此の二篇三聚の菩薩比丘の具足の戒体を發得す。元と是れ菩薩比丘の三戒の中の摂律儀戒の別解脱の戒相を一一に二篇六品に制結し玉へる「六品とは犯罪の輕重に付て論ずる所なり下に略示するが如し」戒經なるが故なり。

今汝、梵網は是れ菩薩三聚淨戒なるがゆえと云云す。其の梵網の三聚とは、如何なる相ぞや。今、反て汝に問う。我、未だ之を了せず。彼、答て云うべし。梵網の五十八戒、初の十重は是れ摂律儀戒。次の三十輕は是れ摂善法戒。後の十八輕は是れ摂衆生戒なり。此の如く菩薩の三聚戒なれば、惟だ自誓して之を受けることを得。全く是れ比丘戒の二百五十、皆な律儀戒にして、*余二の戒ならざるとは異なり、是の故に此の戒は、沙弥沙弥尼及び信男の通受^(*)「此の通受は、当宗に云う通授とは全くことなり、彼の宗に言う所は、其の具戒乃至五戒は律儀戒なれば、比丘乃至信男女の位、これに依て成ず。然るに其の五篇の律儀戒を、余二の戒と共に総じて誓受する義を以て、是れを總受とも云う。*七衆各各みな通して然るを以て、通受とも云うなり。故に当宗の通授と異にして、受の字、手偏に従ふに非ず。宜しく此の梵網宗と彼の*応理宗との不同を弁別すべきなり。」*自誓する所なりと稟承す。僧戒に非ること其の故かくの如し。

〔註記〕

- (*)今、*山家の新義を指して、汝とせず。文に附して知るべし。
 (**)受授二字、山家に於ても、手偏に従へずして、通授に作れる無きに非ず。然れども今は、他の通受に簡んが為に、*阿覚大師と*千光国師とに依る。

（語彙注釈）

- *三聚淨戒・・・大乘の菩薩が受持する摂律儀戒、摂善法戒、摂衆生戒の三種の戒。
- *六祖戒儀の注・・・智證大師円珍の伝教大師著『受菩薩戒儀』の注釈、『授菩薩戒儀朱註』のこと。
- *通授分持、別授具持・・・本稿末の「解説ノート・円戒の授戒法について」参照
- *余二の戒・・・三聚淨戒中の律儀戒以外の、その他の摂善法戒、摂衆生戒の二戒。
- *七衆・・・比丘、比丘尼、式叉摩那、沙弥、沙弥尼、優婆塞、優婆夷の出家・在家。
- *応理宗・・・応理円実宗の略。法相宗の別名。
- *自誓・・・自誓受戒のこと。
- *山家の新義・・・叡山の安樂律のこと。四分律の五篇（二百五十戒）を以て比丘とする。
- *阿覚大師・・・五大院安然のこと。『普通授菩薩戒儀広釈』など多くの書籍を著し、円戒を大成する。
- *千光国師・・・臨済宗茶西禪師、円戒を伝受し「三聚一心戒」「出家大綱」などを著す。葉上流の祖とされる。

〔本文〕（八丁右・一行目より）

今問う。其の十重のみただ摂律義にして、余の四十八輕は、前三十戒は摂善法、末十八戒は摂衆生なりとは、本説何れの經論にか出たる。

彼、又答えて云べし。是れ*義寂法師の梵網の疏に出て珍しからざる古今の定判なり。

今、曰く。果然として、汝は惟だ惟だ、近く義寂の妄判を信するのみ。何ぞ、舍那釈迦誡諦の真文を信ぜずして、却て後世の新羅の人師に

依順するや。是れ実に、可憐愍の徒と言うべき者なり。

彼、問うて云わん。如来の誠文、何れの所にか、梵網の三聚とて列示し玉へるや。義寂の説を除ては三戒の相、的当なる分別なし。若し有らば、請う、之を聞かん。

今、答えて曰く。我宗に伝ふる菩薩戒経は、是れ梵網別訳の一卷なり。而るに菩薩に権実の二類あり。此の経は、是れ*実乗単菩薩僧の戒経、また瑜伽の戒本は是れ*権乗共菩薩の戒本なり。凡そ小共独の三部の制結の相は、各の其の律蔵に依つて分別す。故に四分の戒本には四分の律蔵あり。五分の戒本には五分の律蔵あり。其の余僧祇十誦等、皆な然り。是れ咸な小乗声聞比丘の戒経ありて、また其の律蔵あるなり。中に就いて、*南山大師は四分戒本の偈頌の文に依つて、一一戒具三聚の義を立て、殊には涅槃の*扶律談常の意を専らにし玉ひ、二百五十戒々皆な菩薩の後二を具すれば、即ち大乘の教法なることを成立し、号して四分律宗円教の大成なりと称揚せらる。然るに今家より之を判ずれば、乃ち是れ三蔵教中の事度の菩薩戒の相なるのみ。尚を通教の菩薩比丘の相にも非ず。何況や、今の円頓の菩薩比丘の開会大戒の相ならんや。深く*研覈して審かに之を了察せずばあるべからず。今の梵網経の下巻は、是れ菩薩比丘の戒本なるゆへ、是れを別誦し出し玉ひては、題して菩薩戒経と云へり。此の戒経の一一の相は、また諸部の独菩薩法の律蔵に依て分別す。是れ此を、梵網律宗とも亦は大乘律宗とも称するなり。また瑜伽の戒本の如きも、若し其の応理宗の所立を如来の本説の如く、正当に開立せんと欲せば、是れまた予が別記に云うが如くならん。

〔註記〕

(*) 問う。義寂の判を妄と云わば、*六祖の判も亦、妄と云うべし。

答う。六祖は既に、其の宗を南岳天台より伝へて、其の義、戒経の現文に符合す。其の文に、五十八戒を説き竟て、汝等大衆当一心学波羅提木叉と云へり。既に是れ菩薩の別解脱なること分明なれば、豈に是れを余二聚となして可ならんや。当に知るべし誠文に違すれば、妄判とし真文に順ずるを正義とすること。

(*) *小共独の三部は、小兼大の三寺の差別せる根拠なる者なり。

(語彙注釈)

*義寂・新羅の僧。義湘の弟子、詳細は不明であるが七世紀末の人。唯識六家の一人と言われ、法相の学匠。著書は多くあるが、梵網経については、『梵網経菩薩戒本疏』三巻があり、古来より南都衆では、梵網経研究において本書は重視されてきた。

*実乗単菩薩僧・純(実) 大乘の戒を受持する単独の菩薩僧。

*権乗共菩薩・・権大乘の小乗共通の戒を受持する菩薩(僧)。

*南山大師・道宣律師。四分律による南山律宗を開く。南都の戒律は、この南山律宗である。

*扶律談常・戒律をたすけ、仏性の常住を説くという意味。天台においては、古来より涅槃経の教旨が、この扶律談常にあるとする。

*研覈・詳しく調べること。

*六祖の判・智證大師の『善賢行法経疏』、『授菩薩戒儀朱註』などでの解釈。

*小共独の三部・小(小乗)と共(権大乘)と独(純大乘)の三部。伝教大師は、四条式また顕戒論等で、仏寺には、一向大乘寺(純大乘の寺)、一向小乗寺(小乗の寺)、大小兼行寺(大乘に在りながら小乗を兼ねる寺)の三種の別があることを述べ、叡山を一向大乘寺と定めた。

「本文」(九丁左・九行目より)

然るに、今宗に所言の梵網の三聚は、彼の義寂・*勝莊及び*賢首等の釈せる三聚の如くには非ず。而して正しく独菩薩律の*璣珞經に制結し玉へる三聚、即ち是れなり。ここを以て、*高祖「一乗戒記」・*嗣祖「式問答」、及び*吉水の空上人「初学抄」等、みな璣珞を以て依律の随一と列し玉へるなり。また如来、璣珞の中に三聚淨戒を結び玉ひては、其の*撰律儀戒は、即ち戒經に列説し玉へる所、正しく然る旨を指示し玉ふ。

其の文に云わく、撰律儀戒は所謂、*十波羅夷なりと。「是れ独菩薩法の本又の本を挙げ玉ひて、三戒に約すれば、根本の中の根本を提示し玉へるなり。其の本を挙示すれば、枝末の四十八輕の別脱は、自ら之に従ふを以て、更に言うことを待たざればなり。」而して戒經に、一切凡聖の菩薩、半月半月に誦すべき所の重輕二篇を制結し玉ひ、此れ一一に大律の別解脱なることを指點して、「汝等大衆當一心学波羅提木叉」と結示し玉へり。既に此の如く、如来は二篇を指して、分明に波羅提木叉「ここに、別解脱と翻す。此、*別脱のみに就いて、戒の具不具を分別し、また下衆の持不持の分齊を論することなり。義記の意に依に、五十八戒の中、沙弥沙弥尼を通ずる戒、五十三ありて、余の五戒は其の二衆及び式叉の所具に非ず。また在家に通ずる戒、四十八ありて余の十戒は在家の分に非ず。ここを以て、下衆みな各々分受すと雖も、具戒の人に非ず。是れ故に善く之を具足し、受戒せる者を、比丘比丘尼と説き玉へるなれば、是を大乘律宗の二篇三聚の進具の大僧大尼と称す。若し此の木叉具足する時は、自ら余二もまた随て具足して、其の体を發得すればなり。蓋し是れ、宗祖の義記及び剡川大師の戒疏の正旨にして、南岳天台の祖承なれば、他の*相宗等の大師の知る所には非ず。」なり

と制示し玉ひ、また撰律義なることを点示し玉へるに、義寂等の権宗の徒は、漫に第二篇の輕垢を分離し、割辯して後二の戒とす。「賢首は分擘せざれども、ただ五十八戒に*戒戒三聚の説のみを解釈して、別に梵網の余二あることを了ぜざれば、*三三九聚の圓旨に叶はず。況や彼は此の戒を解して、終教の分齊とす。豈に圓頓仏乗の具戒の宗意を知る者ならんや。当宗の戒疏の中、また戒戒三聚の釈ありと雖も、是れ正しく九聚の妙戒の上に約して、且く撰律の木叉の上の三戒の相を成せるなり。三受門戒、各々に三を具して、九聚なるの義に闇きにはあらず。」豈に大師の妄判に非ずや。

「註記」

(*) 文に撰律儀戒所謂十波羅夷とのみありと云うて、之を執して今の義を妄判と云うこと勿れ。前にも引擧するが如く、戒經の末に至て明らかに、汝等大衆當一心学波羅提木叉と、の玉へり。波羅提木叉にして、撰律儀戒ならざるは、我未だ之を聞かず。ただ、初篇は根本、第二篇は枝末と云う*理證のみに非ず、*教證了たればなり。

或人誤て、五十三戒を沙弥沙弥尼の別脱することと思へり。五十三戒を沙弥沙弥尼の別脱とすと云うこと、当宗に曾て之なきことなり。此の別解脱は、一乗比丘比丘尼の別解脱戒なり。何ぞ沙弥沙弥尼の別脱ならんや。是の故に六祖は、若し通受を行ぜば常唱に依るのみに記し玉へり。一乗の沙弥及び沙弥尼は、本律の沙弥沙弥尼の十戒を以て、其の二衆の別脱の律儀とす。また在家の分持は、二篇合して四十八戒なる義も、准じて知るべし。元より在家の位も、其の体を定むることは、五戒を以て別脱とす。然れども、梵網は是れ尊勝の戒なるを以て、結縁して分持することあり。是を以て今、*通授分持に約して、正しく*通局を云うに、出家の下衆は五十三戒。在家の菩薩は四十八戒なるなり。

(**) 或人また比丘比丘尼と説くとは、何經の説ぞと云へり。此の説、上古の僧統も問ひしことなり。大師、之に答えて、梵網經の所説なり

との玉ふ。今、予が答もまた然り。

〔語彙注釈〕

*勝莊・新羅僧。当時の玄奘所伝の唯識を学び、後に円測に師事したとも言われ、大薦福寺や崇義寺に住した。著書に『梵網經菩薩戒本述記』がある。

*賢首・中国華嚴宗の第三祖・法蔵のこと。賢首大師。著書に『梵網經菩薩戒本疏』がある。

*瓔珞經・『菩薩本業瓔珞經』二巻。
*高祖・伝教大師を指す。

*嗣祖・義真和尚を指す。

*吉水の空上人・法然上人源空のこと。

*摂律儀戒・止惡のために、菩薩が身口意の三業に持する善戒。七衆の別解脱戒。

*十波羅夷・十重(禁)戒のこと。不殺戒、不盜戒、不淫戒、不妄語戒、不酤酒戒、不說過罪戒、不自讚毀他戒、不慳戒、不瞋戒、不謗三宝戒のこと。

*別脱・別解脱戒のこと。波羅提木叉の項を参照。

*相宗・法相宗のこと。

*戒戒三聚・三聚の戒戒の各々が、三聚を具しているとの義で、法蔵は二篇の五十八戒の各々が、同時に三聚戒の側面を持つており、これが梵網菩薩の三聚淨戒となっているとする。

*三三九聚・三聚の三門それぞれが、三門の相を具している側面はあるが、それだけでなく、三聚が互いに融じて、三觀(仮觀・空觀・中觀)また三身(応身・報身・法身)と相即して一乘を成じているとの義で、天台ではこれを円融の菩薩戒としている。古來これを、一乘九聚の妙戒という。

*理證・道理によって証明すること。

*教證了了・教文を証拠として明白なること。

*通授分持・本稿末の「解説ノート・円戒の授戒法について」を参照。

*通局・通とは一般的なることで、局とは一部的に限ること。こゝでは、具体的に言えばという意。

〔本文〕(十一丁右・九行目より)

如來は分明に此の摂律義五十八戒の別解脱の外に、更に余二の*戒相を開演し玉ひ、仏子、吾れ今、一切の菩薩の爲に一切戒の根本を結す。所謂*三受門なり。「見るべし。当宗の三戒これ、大小権実の一切戒の根本なることを。是の故に列祖、今戒を以て真実の具戒と判ず」*摂善法戒は、所謂八万四千法門なり。「彼の一百余の*羯磨は、皆な是れ作持、即ち行善に当る。是の故に当宗は、声聞蔵の制を以て、皆な此の戒の中に摂す。尤も所準の羯磨、并に二百余戒の相、皆な此の中に摂属すと雖も、能準の菩薩の耒相は、一切の羯磨、及び身口の威儀等、悉く今の摂律の二篇を補助す。是れ其の法体に就くに、本より無是無非なること、依律の説なるを以てなり。その律説は、顕戒論の中にも引拠し玉へるが如し。」*摂衆生戒は、所謂*慈悲喜捨、化一切に及ぼすなり。「瑜伽の戒は、当宗の意、皆な此の戒の中に属す。その故は、彼の第四級の戒は、第三級の戒を反転して、若しは利他の行願には、縦ひ性罪もまた開許し、其の余の制戒、多くは皆な*四等の行相の外に出でざればなり。此の如き二聚の摂属は、俱に千古の祖承に見ゆ。」摂律儀戒は、所謂十波羅夷なり。「上に云うが如く、是れ正しく其の根本の中の根本を挙示し玉へるなり。第二篇の輕戒も同じく摂律儀なることは、仏意復説を待す。又また識知すべし。此の摂律のみ、其の文、略なるに非ず。上の二聚もまた略なることを。その摂衆生戒の如き*四弘等をもまた摂すべしと雖も、ただ四等のみを挙げ玉ひ、摂善法戒は無

量の行願、悉く然りと雖も、且く八万四千とのみ示し玉へばなり。凡そ此れ等の義は、広釈等を披て知るべし。」と説示して、三戒を列制し玉へるに、此の如き誠諦の律文に依憑すべきことを覚知せずして、誤って此の撰律儀戒、二篇五十八の波羅提木叉を分て三戒となし、而してそれを梵網の三聚とし、しかのみならず其の律制の余二の相は、一向に沙汰せずして、*高架に措くが如きは、是れただ近く戒本の「若しそれ、異国は唐末以来、一卷の菩薩戒経は、其の伝を失へり。是の故に多くは、惟だ惟だ瑜伽の戒本を伝へ、また梵網戒を尊重する師は、ただ其の下巻を別行して、毎月の所誦に擬す。茲を以て、別に天台及び剡川の釈し玉へる所の戒経は、之を誦し得ること能わざるなり。」文相のみを解して、遠く菩薩律蔵の本制を*通曉せざる失のみに非ず、また随て大律所制の菩薩比丘の戒経の木叉をして、輕篇の諸戒は皆悉く波羅提木叉ならざら令むるに至る。況や是染非染の相を詳にして、三品に若輕若重の*制懺を論ずる等のことあらんや。之に依て実大乘の戒経の制旨を破壊し、独菩薩蔵の本律の誠文を*紊乱す。實に是れ*誣妄の甚だしきにして、杜撰の至りなる者なり。況や今の二篇の別脱は、彼の小律のただ五篇の外に、余二の制戒なければ、即ち其の別脱の上に於いて、四分宗の開祖、私の*料簡を以て、一一の律義戒に於いて、余二の義を設け立てられしより、始めて三戒の名義を成じて、菩薩戒となれるとは、頑ひに異にして、本来律蔵の中に別々に三戒を結び玉へる撰律義の二篇なれば、是れを*分壁して三戒となし竟て、始めて菩薩戒となるにはあらず。二篇の全体その儘にて、元とより是れ菩薩の戒なればなり。何ぞ私に菩薩比丘の防非止惡の別脱を以て、曲げて行善度生の余二の*戒檢とすることを得んや。

孝名為戒亦名制止と説示し玉へるも、二篇は皆な是れ直往の大機の比丘の別解脱戒なるを以ての故なり。然るに、他は是れ法相權門の

宗家の人師なれば、此の最上頓大の実乗の独菩薩の為に制し玉へる梵網瓔珞等の「究竟実義及び*文殊問等、此の諸部の制は専ら不共二乗の戒檢にして共乗の律刑に非ず。是の故に*四祖六祖、皆な正しく実義経を引いて證成し玉へり。然るに南京の悲正二師、誤つて実義経の律制を解して、曲げて通受自誓の證拠となして、瑜伽共門の応理宗を唱ふ。是れまた彼の経の制旨を紊乱することの甚だしき者なり。希くは、当宗を學習する者、深く共独二律の際を曉めんことを」律刑の相、其の手に入らざるは、当然の道理なれば、今これを責むるに非ず。当代、実乗圓頓の法門を弘通する台禪淨土等の諸の宗徒、なお今の圓頓戒の義を忘却して、梵網の三聚は是れ何等の三戒か、正しく然ることを了別せる人を見ず。是れを*法滅の時と云う。此の事を*三思して、涙痕面を濡さずんばあらじ。

〔註記〕

(*) *悲正二師の解を誤りとし、また曲解とすること、通受門の人は共許あるまじ。然れども、占察經共独弁を読む者は、自ら北嶺及び台荆の所見は、悲正の所見と異にして、而も善く占察の*文旨に愜ふことを了せん。悲正の解は、實に彼の経の正義には非なるなり。仏祖、此の経を究竟実義と題称せしむ。尤も深旨あることを察知すべし。

(語彙注釈)

*戒相・具体的に保つべき戒の相状のこと。

*三受門・菩薩の受けるべき、三種の戒。三聚淨戒のこと。

*撰善法戒・自行作善のために、菩薩が一切の善法をみな実行せんとする戒。

*羯磨・コンマ (karma) の音写。懺悔や授戒などの戒律に関する作法のこと。

*撰衆生戒・利他益物のために、菩薩が一切の衆生を撰受せんとする戒。饒益有情戒とも言う。

*慈悲喜捨・四無量心（四つの広大な利他の心）のことで、慈とは

他者へのいつくしむ心、悲とは他者を憐れむ同情の心、喜とは他者を幸福にする喜びの心、捨とは執らわれを捨てる平等なる心を用いる。この利他の心を得ることで、

梵天界に生まれるということから、四梵住ともいう。

*四等・・ここでは、四無量心のこと。

*四弘等・・四弘誓願などの菩薩の誓願。

*高架に措く・話を棚上げて、手を付けないこと。

*通曉・物事によく通じ明らかなこと。

*制懺・制教の懺法。罪の軽重に随い懺法が異なる。

*紊乱・みだすこと。

*誣妄・無いことを在るように言って、偽ること。

*料簡・了見。考へ。

*分擘・分け引き裂くこと。

*戒檢・戒律として締めくくこと。

*文殊問等・『文殊問経』。沙弥・優婆塞などが守るべき、菩薩としての十戒や八戒などを説く。

*四祖六祖・四祖とは、慈覺大師円仁のこと。また六祖は、智證大師円珍のこと。

*法滅の時・仏法が、完全に滅尽する時代。

*三思・三度思ふこと。慎重に考えること。

*悲正二師・悲とは、大悲菩薩・覺盛のこと。また正とは、興正菩薩・叡尊のこと。この両師は、鎌倉期の南都戒律復興の中興とされるが、嘉禎二年（一二三六）に東大寺大仏殿で自誓受戒し、比丘となる。梵網の戒法を研究し授戒を進め、梵網菩薩戒に関する典籍を多く著すが、それらは専ら、新羅僧・太賢の『梵網經古迹記』を規模とする。

悲正二師の見解を誤りとするのは、『占察經』等の解釈が、天台のそれと大いに異なるからである。尚、南都では比丘の具戒は瑜伽羯磨を用いるのに対し、実義

により天台では環珞羯磨によるのが特徴。

*文旨に愜ふこと・文の主旨に適合して、満足であること。

【本文（十四丁右・九行目より）】

汝、今幸いに聞かんことを請ふ。上の如き二篇の撰律、八萬の撰善、四等の撰生、蓋し此の三戒を正しく梵網宗の三聚と称す。これ所謂、靈山の直受なる*衡台列祖の稟伝、*三聖二師、及び自他宗の諸祖唱和し玉へる所なり。然して此の三戒、分受し結縁することは、通授法あれば、下衆及び六道の有情に「經に但解法師語と説くは、此の通授の中、また正しく得戒する者に約す」至るまで、また悉く通ず。然りと雖も、是を善く具足することは、別授法「此の通別二授の法は、源と実義經の律制にして、其の羯磨の差別は、六祖の戒儀の注に詳なり。」のみに限て、通授法の得る所には非ず。故に此の二篇三聚を「小律の具戒を五篇七聚と称すること、また此の例なること知るべし。」具足する人を指して、大乘の比丘と称す。是れ梵網戒本の正宗にして、台山の列祖独授の相承なり。是の故にまた善く曉むべし。別誦して、菩薩戒經と題せる菩薩の二字は、全く是れ大乘比丘の異称なることを。また四分五分等の声聞比丘の戒經には、声聞の二字を略去して、ただ比丘戒本と題せるが如く、今の菩薩比丘の戒經には、また比丘の二字を略去して、ただ菩薩戒經とのみ標して、「瑜伽の戒本の若きは、ただ是れ菩薩戒本にして、菩薩比丘の戒本に非ざることは、また言うことを待たず。」各の其の賤称を略し、其の尊号を顕せるなり。「共乗律部の戒本は、全く此の例には非ず。」然るに此の所以を驗めざる儔は、此の今の戒經を以て、*瑜伽共門の戒本の標題と同一に解して、「彼は善戒律の四重に、次第を歴て發得する菩薩戒なる故、第三級に既に小具の戒を納れ竟れる、比丘

の第四級に昇るべき時、受る所の三戒の中の律儀戒なれば、ただ是れ菩薩戒にして、全く比丘戒に非ざること、自ら明なり。是の故に、今とはるかに殊なり、混同すべからず。」是れ直に僧戒なるに非ずと心得たるは、偏見の甚だしきなり。

〔註記〕

(*) 問う。梵網戒経は、是れ大乘比丘戒本なりと云はば、また別に*大尼の戒経ありとせんや。答う。凡そ、此の如き執見を指して、四祖は執小者と斥ひ玉へるなり。声聞の戒経は、僧尼ともに縁起の戒なれば二部の別あり。三世常住の具足の戒経は、因縁興起の結戒に非るを以て、僧尼同部にして、別に大尼の戒経あることなきなり。

(**) 比丘号のこと小乗の当分にては、*賤称とはなしがたし。然れども、大乘より之をいへば、忽ちに賤称となる。其の義、自ら了すべし。

(***) 問う。梵網の僧戒は、次第に依らざるや。答う。本律に依るに、此の戒は具足受するに、漸頓の二受あり。其中、漸受の辺は当宗の依律の五八十戒、及び六法を受けて、最後に此の宗の具戒を受く。頓受は、此の例に非ず。

〔語彙注釈〕

* 衡台列祖・・衡とは、衡山つまり南嶽の慧思禪師を指し、台とは、天台山の智顗を指す。

* 三聖二師・・三聖とは、伝教大師、慈覚大師、智證大師の三大師。二師とは、安然、慈慧のこと。

* 瑜伽共門の戒本・・瑜伽戒は、大乘小乗共通の菩薩戒とされるので、これを共門の戒本とよぶ。

* 大尼・・比丘尼のこと。

* 賤称・・蔑むべき呼称。

〔本文〕(十五丁左・六行目より)

今、此の戒経は本は是れ、究竟真実の律制の「是れ即ち、別円密の三類の人の大律なる者なり。」僧戒なれば、随縁結戒の小具の下衆に一向通ぜざる僧戒と異に「是れは藏通二教の機の具戒なり」また共乗瑜伽の戒は、分に人道の七衆へ通ずれども、なお対機施設の権門の戒にして、「是れは、正しく通教の菩薩戒なれば、方等及び共般若の会に、*恥小慕大の二乗、并に権機の菩薩の為に制し玉ふ所」全く仏性常住の*金剛宝戒に非ざれば、六道の有情には通ぜざると異にして、元と是れ実乗の仏性戒なれば、其の結縁の法は、また六道の有情にも及ぼすの説あり。

茲を以て、或は却つて是れに迷ひ、此の五十八戒、何ぞ是れ僧戒なるべけんや。若し是れ僧戒ならば、梵天及び国王大臣、乃至奴婢畜生も皆な受戒せよと説く、かくの如き類も、受戒し竟らば、皆な是れ比丘なりと云はんや。当に知るべし。定慧の二法は大小各々別なりと雖も、戒律の一法は、小即大乘にして、比丘は必ず四分等に依るに非れば能はざることを。菩薩の律部には、決して*六和の義あることなし。「然るに実剋して是れを云えば、小共独の三種の律、不同なるが故に、小兼大の三寺また不同にして、終に下中上の三根に従つて、各各ただ其の戒の和するのみに非ず。其の余三業及び見等の五も、悉く究竟して和することを得。当宗に非ずば、何ぞ善く諸律の制を判じ尽くさんや。」

況や、四分宗の如きは、律は是れ小乗なるも、教に約すれば是れ大乘なれば、即ち是れ菩薩の比丘なる者なり。何に況や、*南山靈芝の釈せる一一戒具の三聚の相、豈に即ち円の菩薩戒なるに非ずや。況やまた戒は、是れ衆を和す声聞蔵の外に於いて、また何ぞ別の僧戒あるべけんや。また梵網戒は、下衆も之を受けば、即ち菩薩と称するなりと、斯くのみ会得して、実に*仮令一往の料簡を以て、此の深難得底の一乗戒経の旨趣を判断し、梵網律宗の真実の律義なる

二篇六品の「重軽ともに上中下の三品纏を論じて、制儀の難易を判ず。是れを六品の不同と云う。戒経の中に好く此の旨を明らめ解すべき事を示して、於是法中一一好解と説く。または若軽若重是非之相と宣玉へども、当宗久しく廢して、其の一一の名目すらなお祖承を知れる人に乏し、悲しき哉。」別解脱を*貶して、僧戒に非ずと心得たるは、*愚蒙更に此より甚だしきはあらじ。

〔語彙注釈〕

*恥小慕大・小乗の浅理を信受する根機を恥じて、大乘の深理の教受を慕うこと。

*金剛宝戒・円戒の戒体は、一得永不失の妙戒であり、金剛の如く不壊であるからこれを金剛宝戒という。梵網經(下卷)では、菩薩戒を盧舍那仏の一戒光明金剛宝戒とも、仏性戒とも説いている。

*六和の義・身和敬、口和敬、意和敬、戒和敬、見和敬、利和敬の六和敬。行者が他に合わせるべきものとされるので、これを和敬という。

*南山靈芝・南山とは、道宣律師、『四分律行事鈔』を著す。靈芝とは、宋代の元照律師、『四分律行事鈔資持記』を著す。

*仮令一往の料簡・方便的な、通り一辺倒の考え。たとえ、一通りの見解で。

*貶して・斥けてという意。

*愚蒙・愚かで、ものの道理に暗いこと。

〔本文〕(十七丁右・末尾より)

凡そ一家は三寺「小兼大」五教に「藏通別円密」、約して三律の分齊を究め尽くし、殊更、*二密大円教の幽旨を詳にして、此の*円頓戒家の*九衆を成立し玉へるなり。汝、善く反覆して之を審察せ

よ。若し爾らずして、梵網の二篇を縦ひ分辯せざるも、僧戒は必ず二百五十戒のみにして、此の外に比丘戒なしと執せば、忽ち是れ南都法相権乗の宗徒、及び東密の宗家の律儀を珍重する者にして、四祖の謂う所の執小者とは、正しく是れなり。全く北嶺の性宗実乗の法流を汲む、鎮国の僧宝なる円頓菩薩戒の僧徒には非ず。*背宗の罪愆また是れより大なる者なし。禅淨及び、我が台門の諸祖は皆な是れ当宗の大具の比丘にして、曾て小具の大僧には非ざればなり。

謹んで、台禅淨土等の宗徒に白す。進て放逸を行ふことなく、また退て小律を執することなく、翼は歩を列祖の道に運びて、大律の具戒の相を沈思し、且つ詳審にし玉へ。吉水の空上人の語にも、「漢語燈録観經釈」天台宗の意は、二つの具足戒有り。一には大乘具足戒。二には小乗具足戒と云へり。〔これ即ち、藏通の具戒と別円密の具戒となり。須く之を詳にすべし。〕全く是れ、*北嶺の根本大師〔空上人の初学鈔に云く。大乘律宗は伝教大師の立つる所なりと。戒学に志す者、宜しく意を留むべき所〕及び四祖六祖の説と同じ。勿論、当宗には祖承の深旨ありて、古より師師相受して、妄りに是れを筆点に顯し玉はず。〔然れども、また彼此の古抄に雜り見ゆ。〕是れ故に、建仁の榮西国師は、別授の菩薩戒は伝教大師の元意有り。顯示すべからず。〔出家大綱〕と云云せり。然して当宗は、別円密の菩薩の具戒の中に於いて、殊に別戒を簡んで、更に円意に依る〔若し俱密の具戒は、理密の円具に異なることなし。〕茲を以て、和漢一統して古今是れを円頓戒と称す。此れ即ち、台上の舍那仏より起こり、応化の釈迦は法華会上に至て、小具の比丘及び権乗の菩薩比丘の僧を開廢会して、悉く此の大具の菩薩比丘となし竟り玉ひて、半月半月には惟だ惟だ此の一乗比丘の戒経を誦して説戒し、如我昔所願 今者已満足と唱へ玉ひ、南嶽天台は梵網戒経の宗意を究尽して、是れを伝へ玉ふ所の仏祖授受の妙宗なれば、一乗の三学

を伝える者、*発軫に明め得て修学せずばあるべからざる*甘露門の一関なり。〔其の次第は、別に一篇の学則あり云云〕願くは、自他の宗侶、早く近代自他の諸公の云云せる妄計を打破して、速やかに其の轍を改め、同く列祖伝律の正統を唱えて、俱に当宗の的旨を弘通せんことを。況や、此の律学の如きは、四分小宗の其の僧戒を受け竟ざれば、其の律蔵を披き其の五篇の相を修学することを制誡し玉へると異にして、当宗の律部は、是れ僧戒なりと雖も、而も道俗ともに分に應じて聴学する事を開許し玉へるなれば、〔是れにまた通局あり。かぎりては、正しく受具の人に五夏の間を期して習学せしめ玉へども、通しては下衆に開許して聴学せしめ玉はざるに非ず。其の制限は口訣に存す。〕其の修学に於いて、最も便り多き律蔵なるをや。〔其の律部は詳なること、一卷の目録の如し〕学生、それ之を知れ。

〔註記〕

(*) 或人、当宗の律部と云うを見て、菩薩の律部と云べけれども、円頓の律部とは成がたからんと云へり。誠に梵網は、一別を兼ねたれば、直に是れを円頓の律部と称すると云には非ず。今家は、通じて菩薩の律部に依て、別誦の菩薩戒經を根本とし、法華の開頭を宗骨として、当宗を開き玉へるなり。ここを以て小律及び諸羯磨等に至るまで、皆一乗円頓の大律に帰す。豈に円頓戒家の律部に非ざることを得んや。

(語彙注釈)

*二密大円教・二密とは、三密事相の法としての事秘密と実相不二の理としての理秘密を言う。天台では、大日・金剛頂經の事理俱密教(俱密)だけでなく、華嚴・法華の大乗教をも密教(理密)と名づけ、円融不二の立場からこれら総てを包摂して、大円教とする。

*円頓戒・伝教大師が我が国に伝えた大乘円頓教の戒。法華經の妙旨を正依とし、梵網經の十重四十八輕戒を具足する、純大乘の戒。円頓戒とは、円満頓足の戒という義である。円戒、金剛宝戒、仏性戒、一乘戒、一心戒、円頓菩薩戒ともよぶ。

*九衆・菩薩九衆。出家の比丘、比丘尼、式叉摩那、沙弥、沙弥尼、出家男、出家女。在家の優婆塞、優婆夷の九種を言う。

*背宗の罪愆・宗旨に背く罪、また過失のこと。

*北嶺の根本大師・伝教大師最澄。

*発軫に・うれいの心をおこして。

*甘露門・甘露の涅槃に至る法門。如来の教法。

〔本文〕(二十丁右・一行目より)

問者曰く、戒律は諸家の通式なることを聞くと雖も、ただ四分律宗〔*〕是れ当今の眞言家、并に南京の六宗の徒の律なること、前にも云うが如し〕のみありと思へり。辱く教諭を承けて、ほぼ南京の律宗の〔是れ四分律宗、并に応理宗を指す〕外に別に北嶺あることを聞き、また随て思うに、*阿覚大師の通授広釈には、屢々梵網の具戒と記し、*四祖の大戒論、*六祖の普賢經の〔是れまた当宗の依律なること、目録を開いて知るべし。〕記には、三聚戒是れ菩薩の具戒にして、全く僧戒なることを筆録し玉ひ、また*高祖の式論は、其の撰律儀戒の上のみに付いて、是れ円頓の菩薩比丘の別解脱戒なることを成立し玉ふなれば、諸祖一致して、宗意深く所以あり。勿論、五八十戒及び六法并に其の授法は、皆な大律に依り、一切の行事は刻疏に挙示し玉へる如く、皆な小律を準用すれば、古今称して大乘律宗と云う等の事を知る。茲を以て、頗る其の深旨あるべきことを信受す。然りと雖も、其の梵網の五十八戒の中には、なお*

非時食戒の一すら無し。況や、其の余の微細の威儀戒をや。若しこの重軽二篇の諸戒、全く是れ僧戒なりと云はば、大乘の比丘は縦ひ非時食すとも、また可なりとせんや。如何。

答う。ああ是れ何事ぞや。当宗の受具別授の式の至て嚴重なることを知らず。また*根本大師の授戒儀、*慈忍尊者の受法記の「正しくは、七軸一編の秘籍と称呼す。是れ其の中の二軸なり」あることを聞かず。ただ其の戒相のみを知て、其の法を聞かず。故に全く其の所発の戒体は、また三種の無尽円満円足して、一微塵の戒も残す所なく。摂尽し究竟せる円仏の具戒なる旨をも、了達せざる者なれば、所言の如く思へるも、また断りなり。然るに、当宗の受具別授の法は、初めに一座の密修ありて、終わりに*大士の灌頂法あり。「是れ菩薩の内證授職の位にかなへる義を表す。若し正しく此の真因以上に登りぬれば、三種の八萬、一時に顕発するを以て、真の具戒とするが故なり。此の菩薩の具戒を施与するの相は、源と高祖より出でて、千歳相い伝て是れを戒灌と称す。当今、なお此の法を行へる戒場なきに非れども、授受の人、俱に是れ一乘比丘の納具の法なることを知れるは稀なり。ただ其の軌則の伝はりしのみにて、其の實なし。惜しいかな。」其の中間に、正しく授戒を行うに至ては、先ず*四依を説いて「是れにまた通別の二種あり。通制の四依は、*四摂法是れなり。*別制の四依は、小律に準ずる是れなり。今は別制の四依を指す。」其の堪不堪を問ひ、また*七遮十事を問ひ、而して其の次に二篇三聚の具足の大戒を兼受せしめ、後には授物の「是れ即ち、*十八物なり。上の如く四依を示し、今また三衣等を加法せしむるは、是れ諸仏と雖も、剃染の相なるが故なり。凡そ円仏の具戒は略説するに、三種各々、八萬四千なりと雖も、其の三種の根本の中の根本戒は、即ち*十夷なるを以て、是の故に上に舍那釈迦より下も、凡位の新学の比丘まで、惟だ惟だ此の二篇の戒を誦す

るを説戒の法とす。余の二聚の戒は、此の別脱に従へなり。」作法等ありて、其の余の前後の乘法、みな一家の列祖の楷定し玉へる所にして、実に容易ならざる作法なり。「故に当宗に*白四羯磨あり。六祖及び阿覺大師等の大乘の白四との玉ふこと、介爾も怪しむべきことには非なるなり。源と大律の受具に白四の法あること、遠く梵土の法、然るを以て、其の末へ、小律の中へも流出せるなり。学士、善く之を了せよ。」

茲を以て、此の受法等を詳審にし、及び大小二律の制を明め、「若し諸部の別記を読まば、自ら小共独の三種の律制、各々異なることを知るべし。」*五徳且つ備はれる人を以て、是れを古今一家伝戒の大和尚「二字漢音」と称することなれば、往昔、伝教慈覚智證の諸大師、「智證大師は貞観十一年より、仁和元年に至るまで、凡そ二十三年の間の伝戒師たり。其の余、吉水上人の如き、天下推尊して、伝戒の大和尚と崇めしこと、例して知るべし。」または吉水の空上人の如き、皆な当宗登具の戒師たるのみならず「別授法」また国王大臣等に至るまでの通授分持の戒和尚ともなり玉へるなり。既に四依法に依て、比丘の性を成ず。「大凡、是れ等の法は大小俱に同じ。受法記を披て知るべし。其の準すべきに準ずとは、是れ等の謂なり。」

〔註記〕

(*) 今注する所は、*是れ三僧坊及び、当代五箇の僧坊、皆真言家なるに付いて云う。別に*有部を依用する人、これ無しと云うには非ず。

(語彙注釈)

*阿覺大師の通授広釈・・安然の『普通授菩薩戒儀広釈』三卷。

*四祖の大戒論・・円仁の『顕揚大戒論』八卷。

*六祖の普賢經の記・・円珍の『普賢行法経疏』二卷。

*高祖の式論・・伝教大師の四条式『天台法華宗年分度者廻小向大式』

一卷のこと。

*非時食戒・・正午以後の非時に、食事をとることを禁止したる戒。

*根本大師の授戒儀・・伝教大師の『受菩薩戒儀』一卷。

*慈忍尊者・・延暦寺第十九世座主、尋禪のこと。『金剛宝戒章』などの著あり。

*大士の灌頂法・・戒を授かり、菩薩となる灌頂（智水を頂に受ける）の儀式。

*四依・・比丘のなすべき四種の行法。糞掃衣を着す、常に乞食を行ず、樹下に坐す、陳腐薬を用いるの四種。

*四摂法・・菩薩が衆生済度のために行ずる四種の行法。布施、愛語、利行、同事の四種。

*別制の四依・・糞掃衣を着す、常に乞食を行ず、樹下に坐す、陳腐薬を用いるの四種。

*七遮十事・・七遮とは、梵網經下巻に説く七逆罪。出仏身血、殺父、殺母、殺和尚、殺阿闍梨、破羯磨転法輪僧、殺聖人の七罪。十事とは、僧が為してはならない十事非法のこと。

*十八物・・菩薩戒經に説かれる、菩薩が遊方往来するのに、常時携帯すべき十八種の物。

*十夷・・十波羅夷。梵網經の十重禁戒のこと。

*白四羯磨・・白一三羯磨。略して白四とも言う。一度の案件の問いに対して、三度意を決して事を成弁すること。

*五徳・・戒師が具すべき五徳。持戒していること、十臘以上であること、律儀を解していること、禅思に通じていること、慧蔵窮玄なることの五つの徳。

*是れ三僧坊及び、当代五箇の僧坊

・・江戸時代の律の三僧坊は、京都横尾の西明寺、河内の野中寺、和泉大鳥の神鳳寺。のちこれに浄嚴律師の如法真言律の靈雲寺、慈雲尊者の正法律の高貴寺などを加えて、五僧坊が幕

府によつて認められ、盛況であった。これらは、総て真言律の流れによつて興つた僧坊である。

*有部を依用する人・・敬光律師の在世の十八世紀中頃には、高野山真別所を中心に真言宗で有部律を依用する動きが起こり、舞鶴の松尾寺、安芸の福王寺などの有部律僧坊が創設された。

『本文』（二十二丁左・八行目より）

常乞食は、豈に其の一法に非ずや。既にそれ法あり。是れ其の戒あると、また何ぞ異なることあらんや。是の故に、上古の如きは、山上皆な*持斎し、「比叡山上を云う。*成意闍梨の伝の語」諸宗皆な持斎せるなり。況や一家の具戒は、龍樹の、広説すれば則ち無量なり、との玉へる恒沙の禁戒を「是れ三聚各々無量なるなり。本律は正しく別教の三聚を説く。是の故に、惟だ略説し玉ふて、二篇と八萬と四等とを列ぬ。此の三、各具互融して、悉く無尽なる。正に是れ円戒の相なるのみ」以て、而も是れを誓いて我が具戒とす。諸仏に何ぞ非時食するあらんや。また今の五十八戒は、当宗大僧の持相に約して分別するに、*五百九戒を成ずるを以て、「是れ相承の旨なり。具には別記の如し。」即ち龍樹の謂う所の菩薩の五百戒とは、全く此の戒經の説を指すと伝ふ。千古の相承、知らずばあるべからず。況や、*また余二の中には、小律の諸戒を撰尽して、以て凡位の菩薩の随分の持相とすれば、彼の戒相を準用して、皆な転じて今の余二の戒の行相とするをや。瑜伽の戒もまた然り。是の故に、戒經の二篇の木叉と同じく、齊しく彼の一切戒を持するを以て、*脈譜口訣「上巻」の中には、大小権実一切戒を以て戒相と為すなりと筆記せり。既に本律の中には、仏子吾れ今「乃至」一切戒の根本

を結す。所謂三受門なりと制し玉へり。口訣の祖承、全く本律の説と合す。一切戒の根本を*兼受し訖えて、豈にその一切戒を遺漏するの道理あらんや。また既に一切戒の根本戒なり。豈に、六祖の所謂正具足ならざらんや。

既にそれ、此の如くなれば、身口の諸の微細の威儀戒も、一として残す所なし。是の故に、四祖はこれを円満の大戒と「是れ藏通の菩薩の偏小の大戒を簡べばなり」称揚し玉へり。

豈に一家の大僧、非時食するもまた可なりと云うことを得べけんや。勿論、一家は*正依法華一乘戒「是れは頓悟漸悟の二機を撰す」と格定し、または廻小向大は一乘正義「是れ漸悟の一辺に約す」と論判し玉ひて、俱に是れ開会の宗骨をの玉へるなり。

何に況や、当宗には更に総別の二戒あるをや。茲を以て、今此の三戒は各々*十善律儀を以て、其の一一の総相戒とする時は、其の不貪戒の中に於いても、また*斎戒を総撰す。その余の九戒の総撰する所、例して知るべし。「是れ沙弥沙弥尼以上の総戒の持相に約す。在家の総戒は、また此の如くなるに非ず。また当宗には総別二種の十善戒あり。別戒の十善は、即ち大律の沙弥の十戒の異称なり。知らずば、あるべからず。」是れまた依律及び、論文の所説なれば、実に*仮令の義には非るなり。

〔註記〕

(*) 当宗の如きは、本律の説に依憑して、余二もまた律儀戒とす。但し撰律の戒に非るを以ての故には、別解脱となさざるのみ。梵網に身口の細戒を説き玉はざるは、彼の小宗の七仏通戒の比丘の為に一一の細戒を制し玉はざるが如し。

(語彙注釈)

*持斎・正午を過ぎては食事を取らないこと。

*成意闇梨・慈覺大師の弟子、第九代座主長意靈地和尚。

*五百九戒を成ずる・敬光律師『円戒膚談』五頁には、「又藏疏に準じ、兼制の支戒を開き、本戒と合すれば、第二篇のみにても其数都合四百九十九戒を成ずるぞ」とあり、これに第一篇・十重禁戒を加えて、五百九戒となる。

*脈譜口訣・青蓮院良助法親王の著『円頓戒脈譜口訣』のこと。

*兼受・堅固に受持すること。

*正依法華一乘戒・法華經を正依として受ける、純大乘の一乘の戒。勿論、戒相は梵網經の五十八戒である。それ故、古来より円頓戒は、正依法華傍依梵網の妙戒と言われる。本稿末の「解説ノート・円戒所依の經典・章疏について」を参照。

*十善律儀・不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不綺語、不惡口、不兩舌、不貪欲、不瞋恚、不邪見の十善戒。

*斎戒・午前中にのみ食する戒。

*仮令の義・方便としての意味。

〔本文〕(二十四丁左・九行目より)

問う。粗、北嶺の円戒の所立を聞く。「当今、律を学ぶ者、皆な悉く*南山の円戒に陥らざる者なし。然るに、彼は彼の自分の円戒にして、其の実は三藏教中の小菩薩の相なること、前にも云うが如し。今の円頓の具戒を以て、往て望むに天壤も類に非ず。是れ此の大具を仏説いて正法戒とし、彼の小具を指しては、邪見律と判じ玉へること、また本律の中の如し」若しそれ、此の如くならば、仰いで信ずべし。余疑は、更に他日また開示を請わんのみ。然るに其の中、

今なお一疑の散ぜざるあり。凡そ開宗の祖の*三通の式「即ち年分式、勸獎式、廻小向大式の三なり。」及び其の四條式の論の中、ただ五十八戒を授けて大僧と為ることのみを記して、彼の声聞戒を取ること、曾て其の説なし。豈にただ取らざるのみならんや。菩薩の*鳩毒なり等とて、碩ひに之を斥ひ玉へり。然るに、若し(*)小戒もまた奉持すと云はば、豈に忽ち直に式論に相違するに非ずや。

答う。菩薩の鳩毒とも、邪見の経律ともなるは、此の義深く所以あり。若し彼の戒を*十師に依り、彼の白四を秉じて之を受け竟り、而も五篇の重軽を論じて、其の制懺等も一一に之を分別すれば、縦ひ戒具を論じて、菩薩の三聚を成ずるも、それ尚、全く小具の比丘の律制なれば、既に小因を下すを以て、必ず終に藏教の三乗の小果を感じず。此の理、必然なれば、大ひに憐れむべきを以て、之を*頓大直往の人の鳩毒にも喩へ、また此の正法戒に対しては、彼を邪見戒なりと斥ふことにして、惟だ惟だ大師の自ら恣にの玉ふ言に非ず。源と仏口より出て、大律の制旨なる者なり。「四教の初二は小乗、後二は大、并に迂直と權実と等の衆別を善くせる有て、自ら此の不同を信得すべきのみ。」されば、其の小具の受体に由て、五篇の判罪を専らにし、一一に六聚の制懺等を行ずる三乗の当分に約しては、仏祖同じく痛斥し玉ふと雖も、其の戒相及び威儀等に至るまでも、悉く之を破斥して、準用せざれとの義には非ず。況や円頓具足の三聚の戒体、一たび發して後は、此の人の前には小戒及び權戒の名、悉く*泯亡して、一一皆な実相の威儀となるをや。「若し梵土に約せば、彼国の大乘寺には、其の律藏等の制に依るが故に、準用すと云うことを待たず。此土の如きは、菩薩の律藏、ただ数十部あるのみなれば、其の余の威儀戒、及び羯磨の乘法は、皆な小律に準じて、行事を立たしむ。其の旨、剡川大師の疏、并に脈譜口訣等に明かなり。当宗を学ぶ者、それ之を知れ。」況や、式論は大小二律の比丘の別

解脱を以て、互いに相い対して並べ挙げて、正しくは当宗の比丘の撰律儀戒に就いて、其の立不を論じ玉へば、余二の相は一言半句も是れを沙汰し玉はず。別脱の論、既に立すれば、余二は自ら従て成立すればなり。*高祖の戒儀、既に明かに三戒を秉受せしむ。

〔註記〕

(*) また別に、*仮受小戒と云う事あり。是れ久修の人の得業の上に許し玉へることなり。*満紀の得業と久修の得業と、其の別を曉らめずして種種の曲説を設くる人あり。実に仏祖開許の意に違す。其の事、容易ならず。別に論ずるが如し。

(**) 問う。小律を行用するは、菩薩の律に同きが故に依用するや。

答う。同なる所を同じし、異なる所を異として依用し、また羯磨の為に依用す。本律に十八と、及び本の二と悉く大乘より出づと宣玉ふを以て、今は法華開会の宗骨に依り、以て從多帰一すれば、本より菩薩藏の法体なるが故なり。

(語彙注釈)

*南山の円戒・道宣律師の提唱した四分律宗の分通大乘の戒を円戒とも言う。

*三通の式・『天台法華宗年分学生式』(六条式・年分式)、『勸獎天

台法華宗年分学生式』(八条式・勸獎式)、『天台法華宗年分度者廻小向大式』(四条式・廻小向大式)の三式。

*鳩毒・鳩という鳥の羽にある猛毒。転じて、猛毒、毒物のこと。

*十師・三師七証の十師の比丘。

*頓大直往の人・頓大とは大乘に頓入すること。また直往の人とは、二乗によらず直に仏果菩提に証入する菩薩のこと。

*泯亡・滅びて、無くなること。

*高祖の戒儀・伝教大師の『受菩薩戒儀』のこと。

*仮受小戒・山家学生式によると、久修業の菩薩が、叡山を下り小

乗の寺に行くには、便宜的に小乗戒を受具してもよいとされた。これは、先受の大乗戒を棄てずに、方便として仮に小乗戒を納受するので、仮受小戒という。

＊満紀の得業と久修の得業

・天台では、円戒を受得した初修業の得業（菩薩）は十二年を一紀として、籠山し遮那業と止観業を修習することになっている。満紀の得業とは、十二年の期を成じた比丘をさし、久修の得業とは、特に十二年以上の修行を成じ、学徳秀でた比丘をさす。

〔本文〕（二十六丁左・末尾より）

其の＊受隨、何ぞただ五十八戒のみなるべけんや。況や、戒儀の中、其の義、分明に、此の戒品具足の三聚は、三聚遍く一切戒を収むるを以ての故にとの玉ふをや。茲を以て、四祖の顕揚、六祖の注釈、俱に今の撰律の二篇の外なる＊偏權「瑜伽」、及び小律の「此の二はただ其の戒相を準用するなり。其の戒を受け、及び其の五篇の相を分別するには非ず。」諸戒、皆な此の大戒に帰趣する旨を成し玉へり。愈知る、高祖は当宗の別解脱戒のみを挙示して、以て此の宗を論じ究め玉へることを。若し更に宗意を拈めて之を云へば、当宗の依律「究竟実義經」には、既に三戒、皆な律儀なる相を説示し玉へば、梵網の席上に在ては、即ち含容の一切戒、法華の会上に至ては、乃ち流入の一切戒なれば、皆な今の三聚の具戒の大僧の戒相にして、而も＊前三教の狭劣「四分等」、共小「善戒、瑜伽」、隔歴「璣の当分」の三聚と異にして、実に一君二臣なる三三九聚の「此の説、正しくは＊良助上座の口訣に出づ。兼ねては、真問集等の諸抄に見ゆ。」真実の具戒なり。然るに、其の撰律の木叉の具不具を定むることは、正しく惟だ惟だ戒經二篇の別脱の上にあり。高祖の論、

余二に涉らざる、其の所以、驗むべし。然れども、既に是れ一乗の二篇三聚の具戒なり。何の大小権実、一として泯ぜざる戒あらんや。既にそれ没亡し尽くす時は、また能く究竟じて成立す。何ぞ、其の一切の戒相を外にせんや。何に況や、二篇六品の重軽、是れ染非染の別に隨て、其の制讎を論ぜざらんや。「此の事また容易ならず。具には別記に分別するが如し。」

況や、また円戒は本と無相なり。是の故に前三教の戒を以て、還て今の三戒の相とする。是れ凡位の持相なるをや。尤も其の法を乗受する所、及び其の体を發得する所、特に当宗の具足の別脱を＊乞戒し兼唱すれば、三戒の羯磨竟るに至ては、其の具足の三種の＊律儀の無表を發得して、「是れ近く略説に約するに、二篇の撰律、八萬の撰善、四等の撰生なり。また広説に約する相は、前に言う所の如し。」一乗の大僧を成ず。彼の縁起結戒の小具の諸戒、并に對機共門の瑜伽の諸戒を作法し、小共二律の当分の戒体を發得するには非ず。

具戒、既に此の如くなれば、六法以下十戒「此の戒、仏祖名づけて十善戒とす。具には別記の如し。」八戒五戒も皆な独菩薩法の律藏に依る。所以に是れを大乘律宗と称す。此れ惟だ惟だ五十八戒、是れ僧戒なることを論ずるに、其の義、自ら足る。茲を以て小戒等を準取すと云うことを得ず。宗意濫するを以ての故に、式論の旨、其の相、了察すべし。豈にただ之を了するのみならんや。また和漢列祖の親撰、みな一致符合することを得意するに至らん。

〔註記〕

（＊一）九聚の名は、良助の筆記に見ゆと雖も、其の義は＊刪補戒疏に出で、また入唐相承の戒宗の説なり。

〔語彙注釈〕

- *受隨・・比丘が戒を受け、身に具することを受といい、その戒に随つて如法に戒行を修することを随という。
- *偏權・・偏はかたよつたと言う意で、小乗に偏つた權大乘の意味。
- *前三教・・藏教、通教、別教の權教。
- *良助上座の口訣・・良助法親王の著『円頓戒脈譜口訣』のこと
- *乞戒し兼唱す・・受戒を乞い、心に堅く唱え誓う。
- *律儀の無表・・受戒を縁として、生じる無表業（戒体）のこと。
- *刪補戒疏・・明曠の『菩薩戒刪補疏』のこと。

〔本文〕（二十九丁右・三行目より卷末まで）

冀くは、面面国恩を報ぜんが為、また仏恩を謝せんが為に、其の義を修學し、其の戒を受持し、以て已墜の正法を興して、天下五箇の戒場の如きは、軌則のみをも再復せしめ、勿論なお軌則の残り伝はれる戒場等は、若し王侯の外護もあらば、国の為、民の為に、内護の正法、上古の正しきに復せんことを。本宗の如きは、千歳改まることなく、勅賜伝戒職の其の人なきに非ざれば、本とより論ずることとを待たず。彼の浄宗の如きも、*太祖神君御治世の始め、其の宗の衆首へ三十五件の誠約を下し玉へる。其の第二條に、若し円戒の受授に於いては、当に諸有徳を選び、如法に修行すべし。猥りに非器に伝ふべからざるなりとも、制誡ましましぬる由なるに、近頃ろ自他宗の徒の先修の著述、正旨に暗きは、何事ぞや。往昔、*建仁の国師、円頓戒和解を著し、当宗の義を述せり。而れども、其の綱要のみにて、細弁あることなし。故に予は、今また此の書を筆して、僧戒説と題し、または諺談円頓戒義と名づく。其の源は、依律の諸部及び台刻の両疏、*叡山大師の建願記を始めとし、次は三式二論五書等、末は*千光国師「葉上流の元祖、即ち是れなり。」の出家大綱、

*法然上人の二部の筆記、良助座主の円戒口訣、并に其の余の古抄を以て索搜し、更に当宗の戒系を伝へて、筆録する所の十余部二十余卷の主旨にして、常に初学の為に説話する所なれば、人の求むるに應じて、極略に至要を書き付け侍る。具には、*獅絃「七卷」に記するが如し。其の義の得と不得とは、予が新撰の諸部を熟覽せん人、評語を下す時あるべきのみ。既に是れ、当宗もまた一家の学なり。僅かに此の小説の一部を読み、漫りに評することなからまほし。

*寛政三年十月二十九日

*戀西子 敬光誌

梵網律宗僧戒説

〔語彙注釈〕

- *太祖神君御治世・・徳川家康の江戸幕府の治世。
- *建仁の国師、千光国師・・栄西禅師のこと。『円頓戒和解』『出家大師の建願記・・伝教大師の「一乗戒建願記」。
- *法然上人の二部の筆記・・法然上人の著作、『浄土初学鈔』と『漢語燈録觀經釈』のこと。
- *獅絃「七卷」・・『円戒膚談』七卷のこと。円戒膚談では、後記を弟子・敬猶が天明七年（一七八七）に附しているの

で、この頃（敬光律師の行業記によると、安永三年「一七七四」に円戒膚談を撰すとあるが）には一応の完成はみたものの甲寅（一七九四）年の冬に、敬光律師が脱稿を補したとあるから、当初は『円戒膚談』と題し、後年これを再校正し『円戒膚談』と改題したと考えられる。翌一七九五年に敬光律師は五十六歳で遷化するので、この書は晩年まで何度も推敲されたと言えよう。尚、本書『僧戒説』

はこの『円戒膚談』の要略本であり、晩年の作である。

*寛政三年・一七九一年。敬光律師五十二歳の著であることが分かる。

*戀西子：・敬光律師は字を顯道といい、藕峯また恋西子と号した。

【解説ノート】

円戒所依の經典・章疏について

天台では、円戒所依の經典として、『法華經』『梵網經』の二經をあげる。学生式問答の説などにより、正依法華・傍依梵網とされる。法華を正依となすとは、法華經に説かれる四箇の戒品を以て正依とすることであり、具体的には

①方便品に説かれる諸法実相を三聚淨戒の戒体（一乗戒）となすこと。

②法師品に説かれる柔和忍辱衣を摂律儀戒（法身）、諸法空為坐を摂善法戒（報身）、大慈悲為室（応身）を摂衆生戒となすこと。

③安樂行品に説かれる四安樂行、つまり身安樂行・口安樂行を摂律儀戒、意安樂行を摂善法戒、誓願安樂行を摂衆生戒となすこと。

④勸発品に説かれる普賢四種戒、つまり為諸仏護念を三聚通戒、植衆徳本を摂善法戒、入正定聚を摂律儀戒、発求一切衆生を摂衆生戒となすこと。

この四事を法華正依の依拠とするのである。これは、具体的な戒相があるのではなく、あくまでも理戒としてである。

また、梵網を傍依とは、梵網經に説かれる十重四十八輕戒をもつ

て、事戒の戒相とすることである。この兩經を依經の根本經典としているが、『瓔珞經』の十波羅夷、三聚淨戒、また『方等經』『文殊問經』『大般涅槃經』などの大乘經も傍依の經典としている。円戒所依の經疏を列举すれば、左記の如くなる。

（所依經典）

『妙法蓮華經』八卷

鳩摩羅什 訳

『梵網菩薩戒經』二卷

鳩摩羅什 訳

『菩薩瓔珞本業經』二卷

竺仏念 訳

（所依章疏）

『菩薩戒經義疏（記）』二卷

智顗 説

『受菩薩戒儀』一卷

湛然 撰

『菩薩戒刪補疏』二卷

明曠 撰

『顯戒論』三卷

最澄 撰

『顯揚大戒論』八卷

円仁 撰

『普通授菩薩戒儀広釈』三卷

安然 撰

また、このほか所依の章疏としては、最澄の『授菩薩戒儀』『學生式』『顯戒論縁起』、光定の『伝述一心戒文』、慈忍の『受戒法記』などがあり、敬光律師はその著『依律撰要』で、正依本律二十七部以下総じて六十四部二百二十六巻の目録をあげている。

南都と天台での梵網戒の相違について

南山四分律宗の伝統により、南都では三聚淨戒の受具は専ら瑜伽羯磨によってなされる。鎌倉時代に、覚盛・叡尊が東大寺大仏殿で通受自誓を行ってからは、我が国では専ら三聚淨戒を通受自誓で行う儀風が定着し、江戸時代においても通受自誓による比丘の具戒が流行したのである。通受とは、三聚淨戒の三種を通じて受具するこ

とであり、これには従他受戒と自誓受戒の二法がある。従他とは、他者（比丘の場合は、三師七証の十師、場合によっては五師）によって具戒する受法である。また自誓とは、必ずしも千里の内に適当な戒師なき場合は、懺悔好相行によって自ら誓って得戒する受法である。また、通受に対して別受という用語があるが、これは摂律儀戒の中、七衆各々の一一戒相において別々に戒師（比丘の場合は三師七証から）による羯磨をもって得戒する受法であり、別受という場合は、専ら摂律儀戒の七衆の受戒を指すのが正義である。

さて、南都では南山の説により、摂律儀戒は五篇七聚つまり四分律の二百五十戒を以て比丘の具戒とし、瑜伽戒の四重四十三戒を分けて、摂善法と摂衆生の二戒となし、さらに梵網戒の十重四十八輕戒を分けて、三聚に配当する習わしになっている。

南都系真言律での比丘戒については、その三聚浄戒は、

南都系の（通受比丘）具足戒

摂律儀戒・・・五篇七聚（二五〇戒）

梵網の十重禁

摂善法戒・・・瑜伽の四重、三十二戒

梵網の三十戒

摂衆生戒・・・瑜伽の十一戒

梵網の後十八戒

となる。

この梵網戒を、三聚浄戒の各々に分配当し、これを菩薩戒とする戒律観は、本書（僧戒説）で敬光律師が指摘するように、新羅の義寂の説から起こった南都の定判であるが、この点が本書における敬光律師の批判論点となっている。つまり、円戒では梵網經の十重四十八輕戒は、あくまで純大乘の菩薩比丘の摂律儀戒としての戒相であり、これを三聚の三戒に分類配当することは、邪法であるという批判である。敬光律師の主張する円戒の菩薩比丘の三聚浄戒は、

円戒の（菩薩比丘）具足戒

摂律儀戒・・・二篇三聚（梵網十重四十八輕戒）

心地戒藏（菩薩の離惡戒）

摂善法戒・・・八万四千法門

因果仏性常住藏（菩薩の行善戒）

摂衆生戒・・・六波羅蜜、四無量等

無量行願藏（菩薩の教他戒）

となる。また、南都では比丘尼の摂律儀戒は、四分律により三百四十八戒であるが、円戒での比丘尼の摂律儀戒は、その比丘の具足と同等とされ、差異がないのも特徴である。

円戒の授戒法について

受戒に従他受戒と自誓受戒の二法があることは、既に述べたが、いま円戒においては『普賢觀經』の所説に従い、不現前の五師を招請して受戒するのである。不現前とは、実際には存在しないという意味であるが、釈尊を戒和尚、文殊菩薩を羯磨阿闍梨、弥勒菩薩を教授阿闍梨とし、さらに十方の諸仏を証明師、十方の諸菩薩同学等侶として奉請し、自誓授戒するわけである。しかし、実際は従他受と自誓受が複合しており、不現前の五師に加えて、伝戒師・教授師・羯磨師の三師の比丘を請じて受戒するのが、例となっている。

また本書に敬光律師が述べるように、円戒の授法には、通授分持（通受別持とも言う）と別授具持（別受別持とも言う）の二法がある。通授分持とは、菩薩の九衆（比丘・比丘尼・沙弥・沙弥尼・式叉摩那・出家男・出家女・優婆塞・優婆夷）のそれぞれが、その機根に応じて、分持することを指すのである。古来、南都の戒法では、梵網菩薩の戒法には、通受のみ在って別持なしとするのであるが、円戒では分持を許すところに特徴がある。

（通授分持）

比丘・比丘尼・・・三聚淨戒 十重四十八輕戒（五十八戒）

沙弥・沙弥尼・・・五十三戒（五十八戒中、無解作師戒・不善和

衆戒・独受利養戒・揀授戒・為利作師戒

の五戒を除く。これらは、沙弥以下には不必

要であるから。）

優婆塞・優婆夷（在家）

・四十八戒（五十三戒中、販売戒・受別請戒・

邪業覺觀戒・無慙受施戒・破法戒の五戒を除

く。）

また、別授具持とは九衆各々異なる授法によって、別々の戒法を具持することを行うのである。比丘・比丘尼には、『梵網經』所説の三聚淨戒十重四十八輕戒を受け、沙弥・沙弥尼には、『文殊問經』に説かれる菩薩の十戒（不殺生戒・不盜戒・不非梵行戒・不妄語戒・不飲酒戒・不着香華戒・不歌舞作樂戒・不坐臥高大床戒・不過中食戒・不捉金銀生像戒）を受け、式叉摩那には『占察經』に説かれる菩薩の六法戒（不染心相触身戒・不盜人四錢戒・不斷畜生命戒・不作小妄語戒・不非食戒・不飲酒戒）を受け、出家男・出家女には、『文殊問經』に説かれる菩薩の八戒（不殺衆生戒・不盜他財物戒・不非梵行戒・不起妄語戒・不飲酒戒・不歌舞觀聽戒・不着華香持天冠戒・不坐高大床戒）を受け、さらに優婆塞・優婆夷には『優婆塞戒經』に説かれる菩薩の五戒（不殺生戒・不偷盜戒・不邪淫戒・不妄語戒・不飲酒戒）を授けるのである。

（別授具持の九衆の戒）

〔出家者〕

比丘・比丘尼・・・三聚淨戒 十重四十八輕戒

沙弥・沙弥尼・・・菩薩の十戒

式叉摩那・・・菩薩の六法戒

出家男・出家女・・・菩薩の八戒

〔在家者〕

優婆塞・優婆夷・・・菩薩の五戒

（参考・引用文献）

『円戒膚談』天台宗叢書・山家学会蔵版（大正十年九月刊）

『円頓戒概論』惠谷隆戒著・大東出版社（昭和五十三年十二月発行）

『天台円戒概説』（『天台学概論』福田堯穎著・中山書房仏書林に所載）

『天台宗史概説』裕慈弘著・大蔵出版（昭和四十四年八月発行）

『律宗概論』徳田明本著・百華苑（昭和四十四年十月発行）

『日本仏家人名辞書』鷲尾順敬編・東京美術（昭和六十二年発行）

『円頓戒律紛争史一班』末広照啓（『山家学報』第九号、大正七年九月号に所載）

『続円頓戒律紛争史一班』末広照啓（『山家学報』第十二号に所載）

『円の十善戒に対する敬光律師の主張』（『観山学報』五、一九三二年四月発行に所載）

『敬光の学風―その求学的態度―』（『天台学報』一六、一九七四年十月発行に所載）

（付記・テキストについて）

『梵網律宗僧戒説』全一卷（敬光顕道述）寛政五年刊（版本）

テキストの校対は、法泉寺住職・松本義明師所蔵本、大谷大学所蔵本、四天王寺大学所蔵本を参照した。（松本義明師の御教示に対し、茲に深謝する次第である。）

尚、本書の版元は京都六角通寺町 柳枝軒 小川多左衛門となっている。本稿の『梵網律宗僧戒説』ノートにおいては、このテキストの全文を初めて活字翻刻し、文末に自らの語彙・注釈、解釈ノートを付した。尚、読みは出来るだけ原文に則して読み下し、句読点は原意を斟酌しながら、自ら付した訳であるが、高見の批正を仰ぐ次第である。